

新連載

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

中小企業を応援する税制に注目！

たくさんある税優遇制度

こんにちは、今月からこの連載を担当させていただくことになった高橋学です。ファイナンシャル・プランナーとして独立してから、今年でちょうど10年目を迎えます。その間、多くの経営者の方とお付き合いさせていただきました。本連載では、「社長が知りたいお金の話」と題し、税制、事業承継、資産運用、相続など、お金に関する役立つ情報やトピックを紹介していきたいと思います。どうぞよろしくお祈りします。

さて、第1回目は中小企業を応援する税制です。毎年さまざまな見直しが行われる税制ですが、2018年度の税制改正では、多くの中小企業向け税優遇措置の施行・拡充があったことをご存じでしょうか。表1に主な税優遇措置をまとめました。①賃上げの促進に係る税制(賃上げ促進税制)、②事業承継税制、③設備投資に係る固定資産税の特例、④交際費課税の特例——がそれぞれですが、このうち、活用対象が広い①の賃上げ促進税制について、少し詳しく見ていくことにしましょう。

検討したい賃上げ促進税制の活用

少子高齢化を背景として、「人材の採用と流出の防止」を経営課題に挙げる社長が増えています。課題の解決には賃上げも検討事項の1つで、その支援策として活用できるのが賃上げ促進税制です。従業員の給与を前年度よりアップさせた場合、一定の条件を満たすことで、増加分の一定割合を法人税から税額控除することができます。

例えば、「1人当たり平均給与」(継続雇用者の給与等支払総額)を前年度比で1.5%増やしたとしましょう。この場合の税額控除は、増加した「給与総額」(継続雇用者に限定しない給与等支払総額)の15%(表2参照)。賃上げは賞与なども対象です。「ベースアップは難しいが、賞与で社員に報いたい」という企業でも活用可能です。

賃上げ促進税制の活用で注意したいのが、まず期限が決められていること。2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する事業年度が対象です。次に税額控除額は限度が定められていること。法人税額の20%が上限となっています。

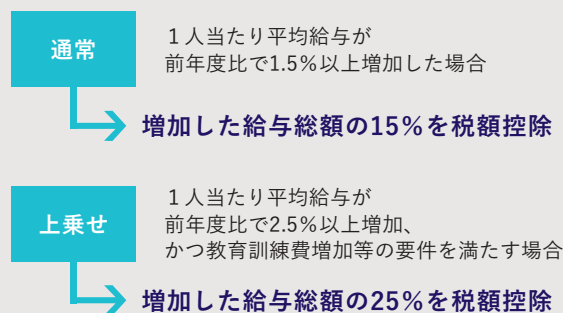
M

■ 表1 主な中小企業向け税優遇措置 (2018年度税制改正)

名称	概要
①賃上げの促進に係る税制	賃上げ金額の一定割合を法人税から控除。
②事業承継税制	事業承継の際の贈与税・相続税の猶予・免除。
③設備投資に係る固定資産税の特例	生産性向上につながる新規設備投資の固定資産税を3年間最大ゼロに。
④交際費課税の特例	年間800万円まで損金に算入することが可能。

(注)各税制の適用を受けるには一定の要件を満たす必要があります。

■ 表2 賃上げ促進税制の概要 (2018年4月1日～2021年3月31日までに開始する事業年度が対象)



(注)通常・上乘せのいずれの場合も、税額控除額は法人税額の20%が上限。